

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条の2）
- 第2章 損害のてん補（第3条—第8条の2）
- 第3章 共済委託契約（第9条—第13条）
- 第4章 共済委託団体の義務（第14条—第17条）
- 第5章 委託割合条件付実損てん補特約（第18条、第19条）
- 第6章 時効（第20条）
- 第7章 補則（第21条、第22条）

附則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、業務方法書第3条第1項の規定に基づき本会が行なう相互救済事業のうち、建物等の偶然の事故に因る損害に対する共済事業について、必要な事項を定めるものとする。

（共済の目的の範囲）

第2条 本会がこの規程により損害をてん補する共済の目的の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建物
- (2) 工作物
- (3) 動産

2 前項に規定する建物には、畳、建具その他の従物及び電気、ガス、給排水、暖房、冷房その他の付属設備を含むものとする。

3 次に掲げるものは、第1項の規定にかかわらず、共済の目的とすることができない。

- (1) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、美術館、博物館の陳列品を除く。

- (2) 動物、植物の類
 - (3) 船舶、航空機の類。ただし、博物館等の陳列品を除く。
 - (4) その他共済の目的として不相当と認める物
- (共済の目的の価額)

第2条の2 共済の目的の価額は、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模のものを再築又は再取得するのに要する額（以下再調達価額という。）によって定める。ただし、共済の目的が工作物又は動産である場合の共済の目的の価額は、共済の目的の時価額（以下共済目的見積価額という。）によって定める。

- 2 共済の目的が建物である場合の共済の目的の価額は、共済委託契約の締結時に定める。
- 3 再調達価額及び共済目的見積価額は、理事長が別に定める算出方法により算出した額とする。

第2章 損害のてん補

(てん補責任)

第3条 本会は、次の各号に掲げる損害（消防又は避難に必要な処置に因って生じた損害を含む。以下同じ。）を、この規程の定めるところによりてん補する。

- (1) 火災に因る損害
- (2) 落雷に因る損害
- (3) 破裂又は爆発に因る損害
- (4) 建物又は工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊に因る損害。
ただし、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下若しくは飛来に因る損害又は第7号から第10号までに掲げる損害を除く。
- (5) 車両（その積載物を含む。）の衝突又は接触に因る損害
- (6) 騒じょう若しくは労働争議又はこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行に因る損害
- (7) 破壊行為に因る損害
- (8) 風災又は水災に因る損害。ただし、第10号に掲げる損害を除く。
- (9) 雪災に因る損害

(10) 土砂崩れに因る損害

- 2 前項第4号から第10号までに掲げる損害については、1回の事故に因り生じた損害の額が50,000円以上の場合に限り、損害をてん補する。

(損害額)

第4条 共済の目的に損害が発生した場合において、本会がてん補すべき損害の額は、損害が生じた時における再調達価額によって定める。ただし、共済の目的が工作物又は動産であるときは、本会がてん補すべき損害の額は、損害が生じた時における共済目的見積価額によって定める。

- 2 損害が発生した共済の目的である建物を復旧しないときは、本会がてん補すべき損害の額は、前項本文の規定にかかわらず、損害が生じた時における共済目的見積価額によって定める。

- 3 前2項の規定により損害の額を決定する場合において、残存物があるときは、その価額を控除する。

- 4 前3項の規定による損害の額が共済の目的の価額をこえるときは、全損とみなす。

(てん補額)

第5条 共済の目的に損害が発生した場合に本会がてん補すべき金額は、1回の事故につき前条の規定により本会が計算した額とする。ただし、共済責任額と共済の目的の価額（前条第2項の規定により損害の額を定めたときは、共済目的見積価額。以下第2項において同じ。）とのいずれか低い額をもって限度とする。

- 2 前項の場合において、共済責任額が共済の目的の価額に達しないときは、共済責任額の共済の目的の価額に対する割合により、てん補額を決定する。

- 3 共済の目的に第3条第1項第3号、第9号又は第10号に掲げる損害が発生した場合のてん補額は、1回の事故につき200,000,000円をこえないものとする。ただし、住宅物件基率を適用するものに第3条第1項第3号に掲げる損害が発生した場合は、この限りでない。

- 4 共済の目的に第3条第1項第8号に掲げる損害が発生した場合のてん補額は、この規程に定める他のてん補額に関する規定（本条第6項及び第7項の規定を除

く。)により計算した額の100分の50に相当する額とする。ただし、1回の事故につき200,000,000円をこえないものとする。

5 1年度内に発生した第3条第1項第8号に掲げる損害に対し本会がてん補する金額の総額は、前年度末現在における一般正味財産の額の100分の20に相当する額(以下てん補限度額という。)を限度とする。

6 1年度内に発生した第3条第1項第8号に掲げる損害に係る第4項の規定により計算したてん補額の合計額(以下てん補合計額という。)が前項のてん補限度額をこえることとなる場合においては、当該年度内に発生した第3条第1項第8号に掲げる損害に係るてん補額は、第4項の規定により計算したてん補額にてん補合計額に対するてん補限度額の割合を乗じて得た額とする。

7 年度の中途において、第3条第1項第8号に掲げる損害について明らかに前項の規定の適用が予測されるに至ったときは、同項の規定によるてん補額が確定するまでの間、理事長は、その後のてん補の方法等について別の定めをすることができる。

8 てん補合計額がてん補限度額をこえる場合において、第6項の規定により計算したてん補額が確定したときは、その確定前に第4項又は前項の規定によりすでにてん補された額と確定したてん補額との差額を精算する。

(他の契約がある場合のてん補額)

第6条 共済の目的につき1の共済委託契約と同時に又は時を異にして締結された他の共済委託契約(損害てん補額の算出に関し当該共済委託契約と約定を異にする契約を含む。)がある場合において、それぞれの契約につき他の契約がないものとして算出したてん補責任額の合計額が損害額をこえるときは、当該共済委託契約によるてん補責任額の前記合計額に対する割合により、てん補額を決定する。

(損害てん補後の共済責任額)

第7条 第5条の規定により損害をてん補した場合において、その損害発生後の共済責任期間における本会の損害てん補責任の額は、損害てん補前の共済責任額とする。

(共済委託契約の終了)

第7条の2 第5条の規定により1回の事故につき本会のてん補すべき金額が共済責任額以上のときは、共済委託契約は終了する。

(免責)

第8条 本会は、次の各号に掲げる損害は、これをてん補しない。

- (1) 共済委託団体の長若しくは業務執行機関又はこれらの者を補助する者の故意若しくは重大な過失又は法令違反に因って生じた損害
- (2) 共済の目的のはっ酵若しくは自然発熱又は共済の目的に加えられた加熱若しくは乾燥作業に因って生じた損害
- (3) 共済の目的の紛失又は盗難に因る損害
- (4) 学校施設の建物、工作物及び動産並びに住宅物件基率を適用する建物、工作物及び動産のガラスのみについて生じた損害。ただし、火災に因る損害を除く。
- (5) 電車又は自動車共済の目的である場合において、当該電車又は自動車につき生じた第3条第1項第5号に掲げる損害
- (6) 建物又は工作物に収容されていない動産の内部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊に因り動産について生じた損害

2 本会は、次の各号に掲げる事由に因って生じた損害（これらの事由に因って発生した火災等の事故が延焼又は拡大して生じた損害、及び発生原因がいかなる場合でも火災等の事故がこれらの事由に因って延焼又は拡大して生じた損害を含む。）は、これをてん補しない。

- (1) 戦争、暴動その他の事変又はテロ行為
- (2) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故

(損害の調査)

第8条の2 共済の目的に事故が発生したときは、本会は、損害状況等について調査することができる。

第3章 共済委託契約

(共済委託の手續)

第9条 本会に共済を委託しようとする団体は、毎共済期間共済の目的ごとにその名称、用途、構造、面積及び共済責任額その他の必要事項を記載した共済委託申込書を提出して、本会の承認を得なければならない。

2 本会は、委託されようとする共済の目的に損害の発生する危険が著しく大きく、このため共済委託団体の負担の衡平を損う虞があると認めるときは、共済責任額を制限し、又は前項の規定による承認をしないことができる。

3 本会は、前2項の規定による承認をしたときは、共済の目的ごとにその承認事項を記載した共済委託申込承認証を発行する。

(建物の共済責任額)

第9条の2 共済の目的が建物である場合の共済責任額は、第2条の2の規定に定める共済の目的の価額と等しい額とする。ただし、やむを得ない事由によりこれによりがたいときは、当該共済の目的の価額に満たない額を共済責任額とすることができる。

(共済責任期間)

第10条 共済の委託期間は、1年とする。ただし、本会がやむを得ない事由があると認めた場合は、1年をこえる期間又は1年未満の期間を委託期間とすることができる。

2 本会の共済責任は、共済委託申込承認証に記載された共済期間の初日に始まり、最終日に終る。

3 本会は、共済期間開始後であっても、共済基金分担金収納前に発生した損害は、これをてん補しない。ただし、本会がやむを得ない事由があると予め認めた場合は、この限りでない。

(共済基金分担金)

第11条 共済委託団体は、毎共済期間本会に対し、共済基金分担金を支払わなければならない。

2 前項に規定する共済基金分担金の額は、本会の承認した共済責任額に応じ、別表に掲げる共済基金分担金基率によって算出した額とする。

3 前項の場合において、前条第1項ただし書の規定による契約の場合の共済基金分担金の額は、月割計算の方法によって算出する。

(共済委託契約の解約)

第12条 共済の目的が本会の担保しない事由に因り滅失したとき又は所有権若しくは占有権が異動したときは、共済委託団体は、共済委託契約を解約することができる。

2 前項の場合において、本会は、通知を受けた日を共済期間の終期とし、既に収納した共済基金分担金から既経過期間に対し月割計算の方法によって算出した金額を差引いた額を返戻する。

(構造級別の変更等)

第13条 共済の目的に構造級別又は用途の変更等共済基金分担金額に異動を生ずべき事由が発生したときは、本会は、その通知を受けた日をもって共済基金分担金の精算を行なう。

第4章 共済委託団体の義務

(管理上の義務)

第14条 共済委託団体の長若しくは業務執行機関又はこれらの者を補助する者は、共済の目的に生ずる危険を未然に防止するよう努めなければならない。

(通知義務)

第15条 共済委託契約締結後において、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済委託団体は、遅滞なくその旨を書面をもって本会に通知しなければならない。

- (1) 共済の目的が本会の担保しない事由に因り滅失したとき
- (2) 共済の目的の所有権又は占有権が異動したとき
- (3) 共済の目的の構造級別又は用途が変更されたとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、共済委託申込承認証の記載事項に重要な変更を生ずべき事実が発生したとき

(事故発生時の義務)

第16条 共済の目的に事故が発生したときは、共済委託団体の長若しくは業務執行機関又はこれらの者を補助する者は、次の各号に掲げる事項を履行しなければな

らない。

(1) 損害の防止、軽減に努めること

(2) 共済の目的の名称、事故発生の日時、事故発生の様況及び損害の程度を遅滞なく本会に通知すること

(3) 他人から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全又は行使について必要な手続きをすること

2 正当な理由がなくして前項各号の規定に違反したときは、本会は、災害共済金を支払わず又はその一部を減額することができる。

(復旧義務)

第17条 共済委託団体は、共済の目的である建物の損害のてん補を受けたときは、その損害発生の日から2年以内に、その共済の目的と同一の構造、用途の建物を復旧しなければならない。ただし、法令による制限その他やむを得ない事由があるときは、予め本会の承認を経て、復旧の時期、復旧する建物の構造又は用途を変更することができる。

第5章 委託割合条件付実損てん補特約

(特約の目的)

第18条 共済委託団体は、1級構造の建物（装置又は据付機械を含む。）を共済の目的として委託する場合には、委託割合条件付実損てん補の特約をすることができる。

2 前項の場合において、共済責任額は、共済の目的の価額に対する別表委託割合条件付実損てん補特別基率表に定める割合に相当する額によって定めるものとする。

(てん補額)

第19条 前条の特約に係る共済の目的に損害が発生した場合において、共済責任額が共済の目的の価額の約定割合に相当する額以上であるときは、本会は、第5条第2項の規定にかかわらず、損害額の全額をてん補する。

2 前項の場合において、共済責任額が共済の目的の価額の約定割合に相当する額に達していないときは、本会は、共済の目的の価額の約定割合に相当する額に対

する共済責任額の割合により、てん補額を決定する。

第6章 時 効

(時効)

第20条 共済委託団体の災害共済金請求権は、第3条に規定する損害が発生した日の翌日から起算して3年を経過したときは、時効によって消滅する。

第7章 補 則

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(施行の細則)

第22条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和24年1月18日よりこれを施行する。

(途中省略)

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会設立の登記の日から施行する。(設立の登記の日 平成24年11月1日)
- 2 この規程による改正後の建物総合損害共済業務規程の規定は、施行日以後に共済期間の始まる共済委託契約に適用し、この規程による改正前の建物総合損害共済業務規程に基づいて締結した共済委託契約で、施行日以後に共済期間の満了するものについては、なお従前の例による。

別 表

建物総合損害共済基金分担金基率表

第 1 基率区分

- 1 基率は、基本基率及び特別基率とする。
- 2 基本基率を一般物件基率及び住宅物件基率に区分し、かつ、それぞれを適用すべき建物等の構造級別に応じ3種に区分する。
- 3 特別基率は、委託割合条件付実損てん補特別基率とする。

第 2 建物等の構造級別

- 1 建物をその構造に応じ次の3種に区分する。
 - (1) 1級構造建物
1級構造建物とは、次のいずれかに該当する建物をいう。
 - ア コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、石造建物、煉瓦造建物又は鉄骨造建物で、当該建物の主要構造部のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組立てられ、屋根、小屋組及び外壁のすべてが不燃材料で造られたもの
 - イ 土蔵造建物（外壁の厚さが15cm以上で、すべての開口部に防火戸を備えたものに限る。）
 - (2) 2級構造建物
2級構造建物とは、次のいずれかに該当する建物をいう。
 - ア コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、石造建物、煉瓦造建物又は土蔵造建物で、当該建物の主要構造部のうち、屋根及び外壁のすべてが不燃材料で造られたもの
 - イ 鉄骨造建物で、柱、はり及び小屋組が裸鉄骨又は鋼管で組立てられ、屋根及び外壁のすべてが不燃材料で造られ又は被覆されたもの
 - (3) 3級構造建物
3級構造建物とは、その構造が前各号に掲げる構造のいずれにも該当しない建物をいう。

2 工作物の構造級別は、建物の構造級別に準ずる。

第3 基本基率の適用

1 基本基率の適用については、次の各号に定めるところによる。

(1) 建物又は工作物については、その構造級別に応じ、それぞれ当該級別の基率を適用する。

(2) 建物又は工作物に收容される動産については、その收容される建物又は工作物の構造級別に応じ、それぞれ当該級別の基率を適用する。

(3) 前号の動産以外の動産は、その材質が不燃性のものにあつては2級構造基率を、その他のものにあつては3級構造基率を適用する。

2 一般物件基率は、住宅物件基率を適用されない建物、工作物及び動産に適用する。

3 住宅物件基率は、市営住宅その他単に人の住居のみに使用される建物のほか、その一部に店舗、事務所等が併設される住宅用建物又は住宅物置等の附属建物及び住宅附属工作物並びに当該建物内に收容されている動産に適用する。

4 建築中の建物又は空家等の建物は、その建物の用途によりそれぞれ当該物件基率を適用する。

第4 基本基率表

この表に掲げる基率は、共済期間1年、共済責任額10,000円に対するものとする。

共済の目的に適用する基率は、以下の基率による。

(単位：円)

地 区	一 般 物 件 基 率			住 宅 物 件 基 率		
	1 級	2 級	3 級	1 級	2 級	3 級
北 海 道 地 区	0.22	0.86	3.82	1.04	1.89	2.63
東 北 地 区	0.24	1.05	3.58	0.98	2.40	2.41
関 東 地 区	0.31	1.11	3.09	0.92	2.40	2.40
北 信 地 区	0.31	1.11	3.09	1.08	2.70	2.70
東 海 地 区	0.34	1.71	3.29	1.28	1.93	2.18
近 畿 地 区	0.28	1.25	2.77	0.95	2.34	3.29
中 国 地 区	0.27	1.47	2.92	1.28	2.39	2.84
四 国 地 区	0.27	1.47	2.92	1.15	2.40	2.40
九 州 地 区	0.44	1.71	4.35	1.12	2.70	2.70

(備考) この表中「地区」とは、理事会が別に定める各地区事務局の所管する都道府県単位の区域を指すものとし、共済の目的に適用する基率は共済委託団体が属する地区の基準による。

第5 特別基率表

委託割合条件付実損てん補特別基率表

第18条の規定により委託割合条件付実損てん補特約をする場合の共済期間1年、共済責任額10,000円に対する共済基金分担金基率は、第4基本基率表に掲げる基率に、次表に掲げる係数を乗じて得たものとする。

共済の目的の価額 に対する委託割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%
係 数	2.4	2.0	1.7	1.5	1.35	1.2